

# 施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長 (幹事部局)	農林水産部長 坂本 延久	電話番号	0852-22-5105
---------------------	--------------	------	--------------

## ①施策の目的等

施策の名称	<b>施策 I-2-3 農林水産業の担い手の確保・育成</b>
目的	○新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。

## ②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
農林水産業新規就業者数 (4年間の累計)	目標値		250.00	500.00	750.00	1,000	人	認定農業法人数	目標値		305.00	320.00	335.00	350.00	法人
	取組目標値								取組目標値						
	実績値	940.00	231.00	500.00	785.00				実績値	286.00	299.00	315.00	335.00		
	達成率		92.40	100.00	104.70				達成率		98.00	98.40	100.00		
特定農業法人・特定農業 団体数	目標値		180.00	190.00	200.00	210.00	組織		目標値						
	取組目標値								取組目標値						
	実績値	174.00	174.00	179.00	181.00				実績値						
	達成率		96.70	94.20	90.50				達成率						
定性目標	該当なし														
成果参考指標の実績 等の補足説明（任意 記載）	必要に応じて記載（任意記載）														

## ③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的 に対する現状 (客観的事実・データ などに基づいた施策 の現状や取組状況)	H20年に「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」を策定。H24年度には、この計画に基づき重点的かつ集中的に実施する具体的な取組みを示した第2期の戦略プランを策定。担い手の育成・確保も重点推進項目として明確化し、集中的な取組みが必要な課題については、プロジェクトとして展開している（関係プロジェクト：10本）。 農業、林業、漁業の各分野において、相談から就業に至る各段階での支援と就業後のフォローアップ、担い手の受け皿となる法人等の経営安定化に取り組み、ほ場整備等の担い手育成の土台づくりにも取り組んでいる。農業では、新規就農者数が初めて目標値を達成。林業では、木質バイオマス発電の開始に伴う燃料チップの安定供給などに向け、相談体制を強化。 なお、農林水産業新規就業者数の分野別の達成率は、農業90%、林業123%、漁業178%となっている。
---	---

## ④総合的な評価

評価時点での総合的 な評価	判断	その理由
A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいるが 見直す点もある C:あまり順調に進んでいない	B	【農業】新規就農者数は、H24年度からの総合的な取組みにより順調に増加し、国の所得安定対策の対象となる認定農業者・認定農業法人も増加。特定農業法人・特定農業団体数は増加しているが増加率は鈍化。【林業】技術研修、就業促進資金の貸付けなど、きめ細かな対応により新規就業者数は目標を上回った。林業労働力確保支援Cによる相談件数は、引き続き100件を超え、概ね順調な状況。【漁業】漁業就業確保育成Cや個別事業体による積極的なリクルート活動、研修の実施や経営支援により、雇用型を中心とした新規就業者の確保は順調。また、水産高校との連携により卒業生の地元水産企業への就職も進みつつある。しかし、高齢化が著しい沿岸の自営漁業への就業は依然として少ない。

## ⑤課題の認識

(1)平成27年度 末の施策目的の達成 状況（予測）	判断	その理由（「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	B	
(2)施策の目的達成 に向けての課題		【農業】新規就農者については、自営、雇用、半農半Xといった担い手の定着を強化していく必要がある。認定農業者については、安定的な農業経営や人材確保のため、経営管理能力の向上を図り、法人化を進める必要がある。集落営農については新規設立が鈍化傾向にあり、担い手不在集落での集落営農の新規設立やサポート経営体の育成を支援する必要がある。農林大学校については、卒業後の就業先の確保が課題となっている。 【林業】ほとんどが雇用就業であり、就業者を確保していくためには、雇用先の経営の安定化や就労条件の改善、労働災害の防止が必要。 【漁業】雇用型については、一定の賃金水準が確保できる経営体の育成が必要。また、自営型については、専業で自立できる漁業の育成が必要。

## ⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての 今後の取組みの方向 性	【農業】自営、雇用、半農半X、企業参入など、多様な農業者の確保に向けた取組みに加え、経営力やマネージメント能力の養成を行う「しまねアグリビジネス実践スクール」の実施などにより、新規就農者の育成、定着を支援する。認定農業者については、市町村・JA・県機関で構成する「地域農業再生協議会」と連携し、青色申告のための研修や法人設立に向けた研修、アドバイザーの派遣などの取組みを強化していく。集落営農については、新規設立やサポート経営体の育成を図るとともに、新たに、農業経営と農外収入を組み合わせた「小さな集落営農＝集落営農版半農半X」の設立に向け、「地域農業再生協議会」との意見交換や普及組織のワーキング等を活用して支援策を検討していく。農林大学校については、就職ガイダンス等の実施により、地域との連携を強化し、就農の円滑化を図る。 【林業】林業労働力確保支援センターとの連携による就業相談や円滑な就業のための事前体験・講習の拡充、「緑の雇用事業」などの活用による財政的な支援に引き続き取り組むとともに、雇用先となる事業体に対して就労条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導や支援を行う。また、事業体の経営安定化に向けた取組みを促進し、就業するには、高性能林業機械の操作等のより高度な知識・技術の習得に向けた支援を行う。 【漁業】新規就業者への漁労技術習得や経営資金の支援等を引き続き実施し、雇用型については、基幹漁業の構造改革を通じて経営の維持・安定化を図り、自営型については、新規漁法の導入、漁法や経営の複合化を通じて「もうかる漁業」を目指す。また、県内水産高校からの就業については、高校側と十分な意見交換・調整を行いながら、継続的に実施していく。
-----------------------------	--